

『新刻官音彙解釋義音註』(乾隆十三年重鐫本)序文訳注をめぐって  
Translation and Annotation of *Xinke Guanyin Huijie Shiyi Yinzhū* (新刻官音彙解釋義  
音註) Preface

大島吉郎

OSHIMA Yoshiro

**Abstract** : 本文拟对《新刻官音汇解释义音注》(乾隆13年重鐫本)序文进行日译并语词注解,以便阐述该书与雍正至乾隆年间展开的正音运动之间的关系。

**Key Words** : 『新刻官音彙解釋義音註』 乾隆十三年重鐫本 序文 訳注 雍正六年上諭

目次

- 1 はじめに
- 2 『新刻官音彙解釋義音註』序文
- 3 序文訳
- 4 序文訳注
- 5 おわりに

引用文献

参考文献

関連年表

1 はじめに

清朝雍正6(1728)年より乾隆39(1774)年までの大よそ46年間にわたって繰り広げられた正音運動<sup>1</sup>の過程で生み出された教本の一つに『新刻官音彙解釋義音註』がある。同書は福建省における正音普及を目的に編まれた官話教本であり、上下2巻よりなる。乾隆13(1748)年に初版が刊行され、現存するテキストは重刊本2種である。

本稿はその「乾隆十三年仲春、漳浦西湖八十四老人蔡爽伯龍氏<sup>2</sup>纂著『新刻官音彙解釋義音註』」に記された序文「官音彙解釋義序」の訳注である。

<sup>1</sup> 福建、広東両省を対象に繰り広げられた言語政策。

<sup>2</sup> 蔡爽伯龍氏については高田時雄(1997:pp.777)、木津祐子(2001:pp.68-69)参照。生卒年、履歴等詳細は不明であるが福建省にゆかりのある人物であると考えられる。

本資料は封面に『註釋官音彙解』と書名を表記するが、上下巻第一行にそれぞれ『新刻官音彙解釋義音註』と記されることから、これを書名とすることが通例となっている。

上巻 新刻官音彙解釋義音註 龍江書屋梓行

下巻 新刻官音彙解釋義音註

本資料がどのような経緯で刊行されるに至ったのか、またその目的を記す序文は木津祐子(2001:pp.71)に翻刻が示されているが、木津論文が執筆された当時、臺灣中央圖書館臺灣分館蔵「萬寶樓鑑本」のみ利用が可能な状況ではあったものの、「相當の破損が進んでおり、(中略)迅速に破損の補修を行った上で、複製本を作製」することで、ようやく本資料の検討が可能となったことが記されており、十全な版本の利用が難しかった状況が伺える。判読不能な箇所があるため、テキストの本文校訂には万全を期し難かったことにより、序文の訳出に困難を来したものと推測される。本稿では改めて序文を翻刻するとともに、木津論文に記載の序文に基づき校訂、訳注を行おうとするものである。「鑑」、「採」を除き、本稿では簡体字を用いて翻刻を行った。

序文自体は句読点を含めても 521 字しかない短い文章であるが<sup>3</sup>、清代中期における文言、書面語、口語(白話)語彙が融通無碍に使用され、一見読み易そうな印象を受けるものの、文体が統一されておらず、さらに文脈には飛躍が見られるなど、当時の社会背景を踏まえた上で行間を補わないと訳文としての体を成さないため、解説を含んだ訳文とならざるを得ない。訳注には一部、傍証として《論語》をはじめ、白話文からは《水滸伝》、《儒林外史》など他の資料から用例を挙げることにした。

現在利用可能な版本は以下の二種類である。いずれもインターネット上に PDF ファイルとしてデータが提供されており、閲覧に制約は設けられていない<sup>4</sup>。

(一) 法政大学沖繩文化研究所蔵『新釈官音彙解』<sup>5</sup>

(二) Yale University Library 『新刻官音彙解釋義』<sup>6</sup>

二本とも封面に「萬有樓重鑑」<sup>7</sup>の記載があり、本文について異同が認められないため、臺灣中央圖書館臺灣分館蔵「萬寶樓重鑑」本と同一の版本であることが確かめられる。

訳注に当たっては、主に

罗竹风主编・汉语大词典编辑委员会汉语大词典编纂处编纂

1986年・上海辞书出版社《汉语大词典》12卷・附录索引1卷

<sup>3</sup> 白文では 384 字。

<sup>4</sup> 臺灣中央圖書館臺灣分館蔵本は現在のところインターネット上に公開はされていない。管見の及ぶ範囲で現在までのところ、日本国内の公的機関にこの版本は収蔵されておらず、大塚秀明先生個人蔵のものが唯一のテキストである。

<sup>5</sup> 2021年6月現在、法政大学機関リポジトリよりダウンロードが可能。

<sup>6</sup> Title は「Xin ke Guan yin hui jie shi yi / Cai Shi zuan zhu.」。2021年6月現在、下記 URL にて閲覧可能。https://collections.library.yale.edu/catalog/15497392

<sup>7</sup> 木津(2001:pp.71)によれば、臺灣中央圖書館臺灣分館蔵本には「萬寶樓重鑑」の記銘がある。「重鑑」されたのが何時なのかは今後、新たな資料の出現を待たなければ解決することが困難である。

を参照し、恩恵に与った。

本書『新刻官音彙解釋義音註』には簡約版としての『新刻官話彙解便覧』があり、汲古書院より影印本が刊行されている。<sup>8</sup>

『(新刻)官話彙解便覧』、長澤規矩也編『明清俗語辭書集成』第三輯所収、1974 汲古書院刊 (pp.397-447)

同書序文(小引)の前半部分は『新刻官音彙解釋義音註』序文に基づきつつも差し換えられており、後半部もそのままではなく、読みやすさを考慮してか省略と書き換えが施されている。

此书后凡有圈者係白音，有正字者乃官音，旁有字者注解，内白音。有字者以本字解之，或无字可解则借别字全音者呼平上去入解之。音注白音者，白音即官音也。

内中物类十全，注解明白，次序不杂。初学者一件学过一件自然通晓。间或有忘记者，各有门类可考，不至遗失。若要腔口好听，另有唇喉齿舌等音细会，自出是在学者之专心致志焉耳。<sup>9</sup>

## 2 『新刻官音彙解釋義音註』序文

『新刻官音彙解釋義音註』萬有樓重鐫本、萬寶樓重鐫本に記される序文は以下の通りである。全文白文であり、段落に分けられてはいない。本稿では内容に基づき前半、後半に分けることとした。

夫官音者，天下之正音也。音曰正，非若村谈俚语，各有音义，所以通行天下，不可不谙。如出仕临民，晋接理讼，一句不通，何以居官。商旅江湖，打店打馆，应答不来，何以外出。似此如聋若哑，害孰甚焉。况今圣天子以闽越不通官音，叮咛告诫<sup>10</sup>，颁在学政，几于颖秃，特设正音学师，通行教导学习，何等郑重，则学之诚亟亟也。我闽人不学之故，以为平居无事，不当要紧，故丢置不介意。即有一二学之无成者，只因茫无头绪，难以学习，又不识音义，无甚意味，是以畏难中止。

予年少时尝往京师，到监有年。所经历之地，必向土人而问话焉。且与善知音者谈论讲究，几废寝食。凡山陕等未到之处，每遇其人，不惮请教参考，务得音义，分门归类，汇集详解，以著一书，因窃其名，曰官音汇解音义。内中物类<sup>11</sup>十全，注解明白，次序不杂，颇有头绪，勤以学习，且有奇义<sup>12</sup>玩索意味，初学者，件件学过一件，必然谙晓。间或有忘记者，

<sup>8</sup> 関西大学 HP 参照。

<sup>9</sup> 翻刻は簡体字に依った。句読は木津(2001:pp.66)による。

<sup>10</sup> 木津(2001:pp.71)は「苦誠」とするが「告誡」に校訂する。

<sup>11</sup> 木津(2001:pp.71)は「無類」とするが「物類」に校訂する。

<sup>12</sup> 木津(2001:pp.71)は「音義」とするが「奇義」に校訂する。「奇」と「音」の字形に近いことに起因する。

各有门类可考，不至遗失。若要腔口好听，另有唇喉齿舌等音，细会自得、习惯自然是在学者之专心致志，勿荒于嬉焉尔，特付之梓。<sup>13</sup>以公诸同志者惟<sup>14</sup>知音者俯採而鉴赏之。故为之序。

### 3 序文訳

今この書物の名称に用いる官音とは、広く我が国の官話で話される正音（正統な発音）のことである。発音が正統であると言うのは、それが方言やその土地々々の言いまわし（訛り）でなく、それぞれの語に正統な読み方と（共通に認識される）意味があるからであり、それ故天下に通行しているのであるから、必ずや習熟しておかねばならない。官吏となって他省に赴き政務を司るに当たり、訓諭（行政文書）を宣読<sup>15</sup>し、訴訟を審理するには、互いに言葉が通じなくては官吏としての職務を果たすことが出来ず、官吏たるに値しない。交易で様々な土地に赴き、投宿、食事をするにも、その土地々々で言葉が通ぜず遣り取りが出来なかったとしたら、知り合いもおらず地理不案内な土地へ出かけるなど出来るはずもない。このように正音が話せない、聞けないとしたら、どれだけ人に迷惑を及ぼすことになるであろうか、もたらされる不便、不都合は甚だ深刻である。まして今般皇帝陛下からは、閩越（福建・広東）の地では官音が通じないことから、部議<sup>16</sup>を提督学政に公布し、域内各地の衙門に遍く徹底して書き写させ、特別な措置として正音学師を（省外からも）任用し、広く正音を教え習得せしめるよう幾度となく敕命が下された。皇帝陛下の方針は実に重々しく、いかに厳粛に受け止めるべきであるかを考えれば、正音を学ぶことは速やかに実行に移さねばならないのである。我が閩の人々（命令を受け実行に移すべき官吏と、正音を学ぶべき生徒）が正音を学ぼうとしないのは、日常の仕事や普段の生活において、特段何事も無く平穩に暮らしており、緊急、重大な出来事が身近に起きない事から、その必要性を感じる事も無く、自ら進んで取り組もうとしないのである。中にはごくわずかに習得しようとするものではあるものの、何ら学習の成果が上らない者がいるのは、学ぼうにも雲をつかむような話で手掛かりが無く、どう学ぶべきか筋道も分からず、さらには韻書に基づく正音、字書による正しい語の解釈に基づくべきことを知らないがために、学び始めたとしても手応えが得られず興味を持つ事も無いため、虚しい思いに駆られ、その先の困難に恐れを成し途中で投げ出してしまうからに他ならない。

私は若いころ京師に赴き国士監に数年在籍していたことがある。命を受け（他省の）任地に赴いた際には、必ず行く先々でその土地の者に現地の言葉を尋ねたものである。それ

<sup>13</sup> 木津（2001:pp.71）は句詠を“特付之梓以公。”とするが原典に従い“特付之梓。以公诸同志者”に校訂する。

<sup>14</sup> 木津（2001:pp.71）は「唯」とするが「惟」に校訂する。

<sup>15</sup> 高田時雄（1997:pp.774）参照。

<sup>16</sup> 上諭に基づき中央官庁で為された決定。中央からの行政命令。

のみならず土地の発音に詳しい識者<sup>17</sup>と意見交換を行い、音韻について知識、理論をめぐって議論することもあり、寝食を忘れるほど集中して取り組んだ。山西、陝西など出向いたことのない土地（西北地方）の言葉（官話）については、その地方出身の人に会うたびに忌憚なく教を請い、本書の参考とするために必ずや発音と意味を確かめ明らかにし、記録に留めた語句を意味ごとに分類整理し、広く体系的に収集し詳しく解説を施すことに努めることで一冊の書物を作り上げた。これを恐れ多くも一先ず『官音彙解音義』と称する。編集を施した項目に収められた事物は、（行政、日常生活に必要な）あらゆる分野を網羅しており、音注、釈義は分かり易く、易しいものから難しいものへと段階が設定されているなど、学習上の手掛かりが与えられており、学びや易くなっている。そのみならず、普段目にしたり接したりすることのない珍しい語や意味が出て来ても、その語をめぐって興味を持って考えをめぐらせば、初めて学ぶ者であっても、一項目ずつ、順番に学び知識を積み重ねて行くことで、必ずや仔細にその語の意味を理解し身に付けることが出来る。あるいはたまたま思い出せない語や意味があったとしても、その都度分類された項目に従って調べることが出来るので、忘れて分からなくなってしまう心配はないのである。もし標準的で正確な美しい発音を身に付けたいと考えるなら、別途唇音、喉音、歯音、舌音について実際の発音を（正音学師に就いて）学ぶ必要がある。自ら発音の仕方を注意深く観察することで要領を得て、自然で流暢なレベルに到達するには、学習者がただひたすら集中して一心不乱に努力する以外に方法は無く、決して享楽に耽り学習を疎かにしてはならない。そのような意味から特にこの教本を印刷に付し、広く志を同じくする識者に開示する。音韻に詳しい方々には、手に取り取り高覧頂きたく、本書のために序文を為す。

#### 4 序文訳注

001 夫：〔夫官音者〕指示代名詞。近指、遠指、汎称に用いる。

002 官音：〔夫官音者〕字義では官話の発音の意。広義では「官話」を指す。文脈からは「官話」と同義に用いることもある。本序文では“村談俚語”と対比的に用いる。

003 者：〔夫官音者〕この文脈では文章の主題である「官音」に焦点を当て、書き手にとっては熟知した内容であっても、読み手にとってはこれから展開される新情報であることを示している。「～とは、～というものは（何かというと…）」。

004 天下：〔天下之正音也〕中華と外夷からなる天子（皇帝陛下）の威光の及ぶ範囲。雍正帝が年頭においた版図の意であるが、為政者の立場からは本書が刊行された乾隆初期における清朝の統治範囲（本書では特に福建、広東両省に焦点を当て「天下」の威光をかざそうとする意図が窺える）。明朝から受け継いだ版図域内における識字層（知識人による富裕層、支配階層）と非識字層（一般庶民）から成る。識字層は士（士大夫）と庶（郷紳）に

---

<sup>17</sup> 科挙の郷試に際し正統な韻書により音韻に関する知識を有する読書人を指すものと思われる。

分けられる。天下が治まるのは「文治」によるものであり、「文治」は天下に遍く共通の言語が用いられることを前提とする思想。

005 之：〔天下之正音也〕連体修飾語を導き、後置する体言が被修飾語であることを示す助詞。現代漢語の“的”に相当。

006 正音：〔天下之正音也〕識字層において標準、基準とされる発音。“官音”を「官話」の意と解すれば“正音”は「正統な標準的通用の言語」。中国音韻学では「轉音」、「変音」の対義語として用いられる<sup>18</sup>。莎彝尊撰『正音咀華』咸豐癸丑（1853）刊本は「十問」で「何为正音，答曰：遵依钦定《字典》、《音韵阐微》之字音即正音也。」、また「何为北音，答曰：今在北燕建都，即以北京城话为北京音。」と記す<sup>19</sup>。

007 也：〔天下之正音也〕文末の助詞。句読点のはたらきを成す。この文では繫辞の機能も担っていると考えられる。〔子曰，不患人之不己知，患己不知人也：《論語・学而第一》子の曰く、人の己を知らざるを患えず、人を知らざることを患う<sup>20</sup>〕

008 音：〔音曰正〕この文脈では既出の「官話の発音」を指す。

009 曰：〔音曰正〕動詞。現代漢語では“説、叫”に相当する。

010 正：〔音曰正〕正統。

011 音义：〔各有音义〕漢字一つひとつの正統な発音と意味。発音は韻書（例えば《中原音韻》）、意味は字書（例えば《康熙字典》）により示される。

012 谙：〔不可不谙〕詳しく知る。通曉する。“谙晓”とも。

013 出仕：〔出仕临民〕故郷を離れて官吏、官僚として朝廷に仕え、他省に赴き、衙門（官庁）で政務を執る。清代において科挙に及第し官吏となった者は出身地の省に赴任出来ない決まりがあった。雍正6年上諭末尾の文“則伊等将来引见殿陛，奏对可得详明，而出仕他方，民情亦易于通达矣。”に用いられている。

014 临民：〔出仕临民〕民を治める。上諭の“莅民”を言い換えたもの。〔居敬而行简，以临其民，不亦可乎：《論語・雍也而第六》敬に居て簡を行ひ、以て其の民に臨まば、亦た可ならずや<sup>21</sup>〕

015 晋接：〔晋接理讼〕民が官の前に進み出て行政命令を受ける。訓諭を宣読する：高田時雄（1997:pp.774）参照。雍正6年上諭“宣读训諭，审断词讼”を言い換えたもの。

016 理讼：〔晋接理讼〕訴訟を審理する：官吏としての重要な政務の一つ：高田時雄（1997:pp.774）参照。雍正6年上諭“审断词讼”に基づく。

017 商旅：〔商旅江湖〕交易のために遠方の地に出かける。

018 江湖：〔商旅江湖〕もっぱら“村谈俚语”が話される俗世間、巷間。官話が話される官

18 许嘉璐主编（1990:pp.574）「正音」の項参照。

19 许嘉璐主编（1990:pp.574）「正音咀華」の項参照。

20 金谷治訳注『論語』岩波書店 1963（pp.26）参照。

21 金谷治訳注『論語』岩波書店 1963（pp.75-76）参照。

界や士大夫中心の読書人の階層（識字層）と対比的に用いている。〔叙说些闲话，江湖上的勾当，不觉红日西沉<sup>22</sup>：《水浒传・第9回》何くれとない世間話、なにかまうちの取沙汰をするうちに、いつしか赤い夕日も西に沈み、…<sup>23</sup>〕

019 打店：〔打店打館〕宿を取る、泊まるの意。“店”は宿屋、旅籠。殷晓杰・胡寻儿（2021：pp.57）参照。“打铺”は宿屋で寝床を設える意。例えば、〔吃了一回酒肉饼子，酒保就店里打了一铺，安排呼延灼睡了<sup>24</sup>：《水浒传・第57回》と、酒と肉と饅頭をひととおり、食べおわりますと、給仕は、店の中に寝床を一人分しつらえて、呼延灼をねかせました<sup>25</sup>〕

020 打館：〔打店打館〕“館”は「濃い粥」。お金を出して食事を取る、食事をするの意。

021 应答不来：〔应答不来〕「動詞＋得／不＋来」という可能補語の否定形。（不慣れなため）きちんと応対することが出来ないの意。“得／不”は可能を表す助詞。

022 害孰：〔害孰甚焉〕誰か人に害を及ぼす。“孰”は疑問ではなく汎称。

023 甚：〔害孰甚焉〕形容詞。甚だしい。ひどい。

024 焉：〔害孰甚焉〕文末の助詞。感嘆、詠嘆の語気を表す。

025 何以：〔何以外出〕どのようにして。どのような方法、手段により。〔不敬何以別：《論語・為政第二》敬せずんば何を以て別たん<sup>26</sup>〕

026 外出：〔何以外出〕普段生活する領域（“本地”）の外に出かける。言語、生活習慣が異なり、人的ネットワークが機能しない異域（“外地”）へ足を踏み入れること。

027 圣天子：〔况今圣天子〕今上皇帝：天子に対する尊称。本書の序文が書かれたのが乾隆十三（1748）年であることを前提とすれば乾隆帝（高宗：在位 1735-1796、1799 崩御）を指す。原文では改行の上、二文字上げて文面を作成している。本稿末尾に付した図像参照。

028 闽越：〔以闽越不通官音〕福建、広東両省。特に福建、広東を名指して正音の普及に努めようとするのは、この地が反清朝の地方擾乱の根拠地となり、統治の妨げとなることを防ぐ手段の一つとした政治的意図が考えられる。雍正6年上諭に見える“朕每引见大小臣工，凡陈奏履历之时，惟有福建、广东两省之人，仍系乡音，不可通晓。”を承けての表現。

029 官音：〔以闽越不通官音〕官話の発音。002 参照。

030 叮咛：〔叮咛告诫〕何度も繰り返して申し渡す：目上の者が目下の者に指示し、これに違わぬよう言い含めることを言う。この文脈では業務命令を下す意と解される。当初、正音の習得を8年の期限に定めていたものを2度にわたって猶予した事を踏まえている。本稿末尾の関連年表参照。

---

<sup>22</sup> 上海古籍出版社刊《容與堂本水浒传》上卷 1988（pp.129）。

<sup>23</sup> 吉川幸次郎・清水茂訳『完訳水浒传（一）』岩波書店 1995（pp.285）。

<sup>24</sup> 上海古籍出版社刊《容與堂本水浒传》下卷 1988（pp.848）。

<sup>25</sup> 吉川幸次郎・清水茂訳『完訳水浒传（六）』岩波書店 1995（pp.215）。

<sup>26</sup> 金谷治訳注『論語』岩波書店 1963（pp.30）参照。

031 告诫：〔叮咛告诫〕“叮咛”と同義語。

032 頒：〔頒在学政〕（上諭に基づき審議の後策定された部議を）実効策公布する。公示する。《欽定学政全書》卷 65「各省事例・乾隆十年」の文書が該当する。即ち「又议准：闽省士民不谙官音。雍正七年间，于省城四门设立正音书馆教导官音。但通省士民甚多，一馆之内仅可容十余人。正音固难遍及，况教习多年，乡音仍旧更觉有名无实。应照乾隆二年裁彻额外教职之例，将四门正音书馆裁淘汰，仍责成州县教职，实力劝导通晓官音，毋使狃于积习。」

033 学政：〔頒在学政〕清朝の制度で“提督学政”の略称で“督学使者”とも称された。清朝中期以降、進士の中から3年任期で選ばれて各省に派遣され、府、庁などで童試、生員の選抜試験に当たった。省の長官は巡撫で、民政、軍政を司った。総督は2省、場合によっては3省を管理することもあった。清代はこの総督と巡撫に権限が集中し地方行政を担っていたことから「督撫重権」と称される。

034 几于：〔几于颖秃〕副詞。ほとんど。“几乎”と同義。

035 颖秃：〔几于颖秃〕（度重なる書写のため）筆先が摩耗してしまう。“颖”は小さくて細長い物の先端。“短颖羊毫”のように使われるところから「筆」の比喩と考えられる。

036 学师：〔特设正音学师〕教師。府、州、県の学官。当時“正音”を教授出来る教師は福建域内にはほとんどいなかったことが考えられる。張西平 2002 参照。

037 何等：〔何等郑重〕程度副詞。何と、いかに（～なことか）。〔浦郎自想：“这相国、督学、太史、通政以及太守、司马、明府，都是而今的现任老爷们的称呼，可见只要会做两句诗，并不要进学、中举，就可以同这些老爷们往来，何等荣耀！”<sup>27</sup>：《儒林外史・第 21 回》浦郎はそっと考えた……「この宰相、督学、太史、通政、それに府知事、司馬、地方長官はみんな現職の偉様方の名だ。して見ると少し詩が作れるだけで、学校へなぞ入らず、科挙にも合格しないのに、こうした偉様方と往来出来る訳だ。いやこりゃ何て素晴らしい事だ！」<sup>28</sup>“何等”には疑問代詞“什么样”の用法もある。

038 郑重：〔何等郑重〕“郑重其辞”（言辞に重みがあり、ゆるがせにしない）の意。

039 则：〔则学之诚亟亟也〕副詞。現代語“就”に相当。〔子曰、甯武子、邦有道則知、邦無道則愚：《論語・公冶長第五》子曰く、甯武子、邦に道あれば即ち知、邦に道なければ即ち愚<sup>29</sup>〕

040 诚：〔则学之诚亟亟也〕副詞。本当に。確かに。

041 亟亟：〔则学之诚亟亟也〕切迫している。差し迫っている。〔见说闻舍人回来了，所以亟亟来拜，要问明白<sup>30</sup>：《二刻拍案驚奇・卷 17》聞舍人が戻って見えたと聞いたので、急ぎ挨

27 上海古籍出版社 1984 年《儒林外史・上》（pp.288）参照。

28 岡本隆三訳『儒林外史・上巻』開成館 1944（pp.475）参照。

29 金谷治訳注『論語』岩波書店 1963（pp.71）参照。

30 李田意輯校《二刻拍案驚奇（上）》友聯出版社有限公司 1985（pp.387）参照。



揆に伺い、事の顛末を確かめようとした<sup>31)</sup>

042 我：〔我閩人不學之故〕“我閩人”では“我”を所有格として用いており、後出の“予”とは異なるニュアンスであることが伺える。

043 閩人：〔我閩人不學之故〕具体的には、福建域内で政務に当たる官吏と科挙を受験する識字層の男性を指す。雍正6年上諭以来の命令を実行に移すべき官吏の怠慢により、政策の実が上がらない事を言外に言っている。

044 不學：〔我閩人不學之故〕自ら進んで学ぼうとしない。“不”は「意志」の否定。

045 之故：〔我閩人不學之故〕現代漢語の“之所以”に相当。因果関係を表す複文の結果から先ず述べる言い方。

046 平居無事〔以為平居無事，不當要緊〕官音を身に付けるといふ雍正帝以来の至上命題があるにも関わらず、それに取り組むこともせず無為に過ごしても何ら支障が無いと考えることを言う。“以為”と“不當”を正反両面から対比的に用いる。

047 不當要緊〔以為平居無事，不當要緊〕重要な事と考えない。かつて限られた年限で正音を身に付けなければ、科挙を受験する資格が与えられなくなる制度が設けられていたが、いまではそれ烏有に帰してしまい、正音の習得に対して何とも思わないでいる事を指す。徐珂編撰『清稗類鈔』「正音書院」(pp.566)では“地方官悉視爲不急之務”と指摘する。

048 即：〔即有一二學之無成者〕接続詞。仮定の譲歩を表す。“即使／就是…也…”の“即使、就是”に相当する。「仮に。たとえ～であったとしても」の意。

049 只因：〔只因茫無頭緒〕“因為”の旧白話語彙。“因為”の意。〔我先要去尋他，只因父親死了，不曾去得<sup>32)</sup>：《水滸傳・第3回》以前から訪ねて行こうと思っていたが、父親がなくなつたために、出かけられなかつた<sup>33)</sup>

050 茫無頭緒：〔只因茫無頭緒〕曖昧模糊、漠然として筋道が分からず捉え処が無い。

051 難以：〔難以學習〕～することが難しい。～し辛い。“难于”とも。反義語は“易于”。

052 意味：〔無甚意味〕現代漢語では“没什么”の意。

053 意味：〔無甚意味〕意味、意義、やりがい。現代語の“意思”に通じているとすれば、「面白味、面白さ」の意とも取れる。

054 是以：〔是以畏難中止〕この事が原因となつて。

055 畏難：〔是以畏難中止〕困難に直面することを恐れる。

056 予：〔予年少時嘗往京師〕一人称を表す文言の人称代名詞。この文脈では主格として用いている。“余”と同音。〔子曰，起予者商也，始可與言詩已然矣：《論語・八佾第三》子の曰く、予れを起こす者は商なり。始めて与に詩を言うべきのみ<sup>34)</sup>

31 筆者訳。

32 上海古籍出版社刊《容與堂本水滸傳》上卷 1988 (pp.28)。

33 吉川幸次郎・清水茂訳『完訳水滸傳(一)』岩波書店 1995 (pp.85)。

34 金谷治訳注『論語』岩波書店 1963 (pp.42) 参照。

- 057 京师：〔予年少时尝往京师〕国都。首都。“京师”という名称の由来については《漢語大詞典》1986 第 2 卷 (pp.351-352) 参照。
- 058 到監：〔到監有年〕国士監に赴任する。“監”は「国士監」（隋代から清末までの教育管理機関であり最高学府）を指す。
- 059 土人：〔必向土人而问话焉〕地方に暮らす現地の人間。その土地の者：“土”には「経済、文化などが立ち遅れた地域」というニュアンスが含まれる。
- 060 且：〔且与善知音者谈论讲究〕接続詞。それのみならず。更には。“而且、并且”の意。
- 061 知音者：〔且与善知音者谈论讲究〕発音、音韻論に詳しい識者。
- 062 几：〔几废寝食〕副詞。ほとんど～せんばかり。
- 063 山陝：〔凡山陝等未到之处〕山西、陝西の略称。
- 064 不憚：〔不憚请教参考〕～をものともしない、恐れない。憚ることなく～する。
- 065 务：〔务得音义〕助動詞。～しなくてはいけない。須らく～する。努めて～する。
- 066 以：〔以著一书〕「～することによって何らかの結果がもたらされる」ことを表す。“务…以…”のように用いられている。
- 067 窃：〔因窃其名〕副詞。ひそかに；謙譲語として用いる。後続する動詞句を修飾する。
- 068 其名：〔因窃其名〕それに名前を付ける。“名”は動詞で、名付ける、“其”は代名詞。既知（旧情報）であることを示す代名詞が目的語（賓語）となる場合、文言（古漢語）では動詞の前置されることがある。
- 069 内中：〔内中物类十全〕その中身、中、内容。
- 070 物类：〔内中物类十全〕物事の種類。
- 071 次序不杂：〔注解明白，次序不杂〕難易の傾斜がはっきりしている。“不杂”は「入り交じらない」、「杂」は“庞杂”の意。
- 072 颇有头绪：〔颇有头绪，勤以学习〕“茫无头绪”に対する反義的な言い方。“颇”は程度副詞で、現代中国語では“很”に相当。
- 073 勤以学习：〔颇有头绪，勤以学习〕“难以学习”に対して反義的に用いる。「学び易い」の意。
- 074 奇义：〔且有奇义玩索意味〕普段接したり目にしたりすることのない珍しい単語とその意味。
- 075 玩索：〔且有奇义玩索意味〕何度も繰り返し考える。
- 076 初学者：〔初学者，件件学过一件〕“初学者”はヒト（動作主）と読むか、モノ（話題主語）と読むか判断が分かれる。“初学者”をモノとして「初めて学ぶ事柄」と読めば、“忘记者”は「忘れた事柄」の意となる。“初学者”をヒトと読めば、“忘记者”もヒト「(学んだことを) 忘れて思い出せない人」。『新刻官話彙解便覧』小引は“初学者一件学过一件自然通晓。”のように記し、“初学者”を主語としているように読むことが出来る。
- 077 件件：〔件件学过一件〕助数詞“件”の重畳型。“一件”を重ね型にして“一”を省略

した形式。教本の項目を「一つずつ順番に継続して」の意味を表す。『(新刻) 官話彙解便覧』では“一件学过一件”のように“一件”への書き換えが行われている。〔这太公和我父亲一般，件件定要自来照管，这早晚也未曾去睡，一地里亲自点看<sup>35</sup>：《水浒传・第37回》ここの大旦那も、うちのおやじと同じこと。万事自分自身で見まわらぬと、気がすまぬらしい。こんな時刻にもまだやすまずに、せつせと自分で見まわっていらっしやる<sup>36</sup>〕重畳型については董为光（2011:pp.43-44）参照。

078 学过：〔件件学过一件〕動詞＋“过”は「完了」義で、「(予定通りに) 済ませる」の意。動詞“过”は位置移動「経過」、「到達」義から、文化化して動詞に接辞し「何らかの事態・過程を経る、済ませる」義へと語義を拡張していったものと考えられる。〔先送与我逐细看过，好交给二相公查点<sup>37</sup>：《儒林外史・第6回》二相公に渡して二相公が調べるのに都合の好い様、先きにわしの所へ持って来るんだ、詳しく調べ上げるから<sup>38</sup>〕

079 谳晓：〔必然谳晓〕習熟通晓する。『(新刻) 官話彙解便覧』では“通晓”に書き換えられている。〔初学者一件学过一件自然通晓。〕

080 间或：〔间或有忘记者〕副詞。たまたま。

081 遗失：〔不至遗失〕忘れる。

082 腔口：〔若要腔口好听〕実際に発せられる（官話の）発音。

083 好听：〔若要腔口好听〕（正音が）耳に心地よい。（標準的で）美しく聞こえる。

084 唇：〔另有唇喉齿舌等音〕五音（唇音、舌音、齒音、牙音、喉音）の一つ。三十六字母の中の「帮滂并明非敷奉微」八母。

---

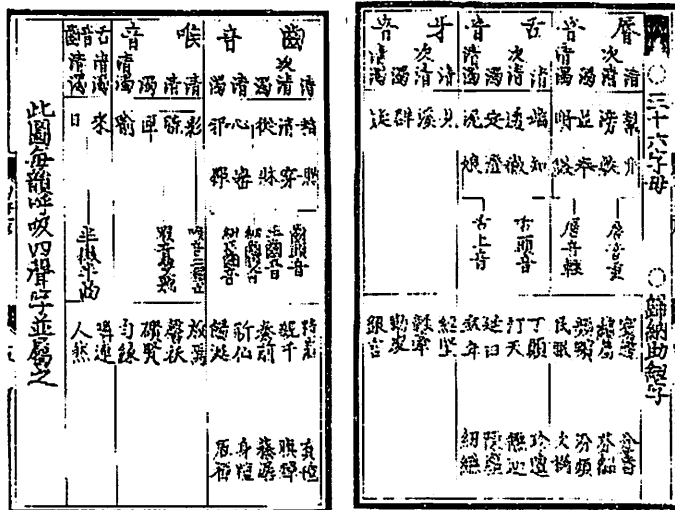
<sup>35</sup> 上海古籍出版社刊《容與堂本水滸傳》上卷 1988 (pp.531)。

<sup>36</sup> 吉川幸次郎・清水茂訳『完訳水滸伝（四）』岩波書店 1995 (pp.138)。

<sup>37</sup> 上海古籍出版社 1984 年《儒林外史・上》(pp.95) 参照。

<sup>38</sup> 岡本隆三訳『儒林外史・上卷』1944 年開成館 (pp.147-148) 参照。

『覆永禄本韻鏡』



085 喉：〔另有唇喉齒舌等音〕五音（唇音、舌音、齒音、牙音、喉音）の一つ。三十六字母の中の「影曉匣喻」四母。

086 齒：〔另有唇喉齒舌等音〕五音（唇音、舌音、齒音、牙音、喉音）の一つ。三十六字母の中の「精清從心邪照穿床審禪日」十一母。

087 舌：〔另有唇喉齒舌等音〕五音（唇音、舌音、齒音、牙音、喉音）の一つ。三十六字母の中の「端透定泥知徹澄娘來」九母。

088 細会：〔細会自得、习惯自然〕仔細に学び会得する。

089 自得：〔細会自得、习惯自然〕自ら身に付ける。『(新刻) 官話彙解便覧』では“細会”に書き換え“自得”を削除するとともに、“自出”を加えて後続する文の動詞とする：“自出是在学者之专心致志焉耳”。

090 习惯自然：〔細会自得、习惯自然〕すっかり身に付け、高いレベルに達して不自然さが無くなる。現代語では“习惯成自然”。

091 专心致志：〔是在学者之专心致志〕一意専心。一心不乱に努力する。

092 勿：〔勿荒于嬉焉尔〕「禁止」を表す副詞。～してはいけない。

093 荒：〔勿荒于嬉焉尔〕動詞。廢れる、荒廢する。〔业精于勤，荒于嬉；行成于思，毁于随；韓愈《進学解》学業は精勵することにより段階が進み、安逸に流れることで後退する。徳行は思考を深めることで実現され、因習に流されることで高尚さを失う<sup>39)</sup>〕

094 嬉：〔勿荒于嬉焉尔〕（学業を放棄し）快樂にふける。邓洪波（1994:pp.80）が引用する

<sup>39)</sup> 筆者訳。

「乾隆元年部議」に記される一段“粵東乡音不可通晓，近令有力之家，延请官话读书之师，教其子弟，如八年之外，不能官话者，举人贡监生童俱暂停其考试，遵照在案。但偏方士子溺于士俗，转瞬限满，而问以官话，多属茫然，请于八年之期，再为展限，以俟优游之化。”が元になっているものと思われる。

095 尔：〔勿荒于嬉焉尔〕文末の助詞。“而已”に相当。

096 付梓：〔付之梓〕版木に彫り印刷刊行する。

097 公诸：〔以公诸同志者〕～に公にする。“诸”は“之于”の意。

098 惟：〔惟知音者俯採而鉴赏之〕乞い願わくは。“愿、希望”の意。

099 俯採：〔俯採而鉴赏之〕“俯”は“俯首”の意。“採”は「選び取る」の意。

100 鉴赏：〔俯採而鉴赏之〕“欣赏”の意。気に入りに評価する。

101 序：〔故为之序〕序文をしたためる。

## 5 おわりに

高田時雄（1997:pp.774）は雍正6（1728）年7月<sup>40</sup>の上諭が下された背景について、以下のように述べる。

官話とはまさしく役人（マンダリン）たちによって話される（或いは話されるべき）言葉であったが、官吏登庸試験に合格して官員の列に加わったものの中にも、出身地の如何によっては、この言葉を上手く操れないものたちのいたことは當然である。当時の中國の教育制度には全國共通語を學習させるようなシステムは存在しなかった。なかんずく北方語との差異の大きい福建・廣東兩省の出身者こういった者が集中したことも理解しやすい。雍正帝はこの現状に鑑み、即位して六年目の七月、特に福建・廣東兩省に對して官話の學習を要求する上諭を發したのである。その大意は以下のようなものであった。

「官員は人民に接する責任を負っているのであるから、話す言葉も人々に理解されるものでなければならぬ。それでこそ民情にも通じ行政も誤りなきを得るのである。……しかるに朕が大小の臣下を引見し、彼らの履歷奏上を聞くたびに、福建・廣東兩省のもののみはなお方言が抜けず、言っていることが分からぬ。……これでは他省の任地に赴いても、訓諭を宣讀し、訴訟を審斷するのに、どうして人民たちに分かり易く明瞭に理解させることができようか。官民上下のあいだに言葉が通じなければ、かならずや胥吏の通譯を待たねばならぬ。さすれば言葉を飾り言い替えをなくすなど、百害の生ずることになり、事の誤りを招くことは多いに違いない。……しかし言葉は幼い頃からの習慣であるから、すぐには改め難かろう。徐々に導き、長い時間をかけて通じるようにする

<sup>40</sup> 『大清世宗憲（雍正）皇帝實錄』（pp.1104・1105）によれば「雍正六年八月甲申」。

のが望ましい。そこで福建・廣東兩省の督撫に命じて、所屬の各府州縣および教官に傳達せしめ、各種方法を講じて、言語を明瞭にして人の理解し得るようにすべきである。従前の如く方言の習性にとどまってはならぬ。」

高田時雄（1997:pp.774）は雍正六年七月の上諭について『東華録』雍正六年七月（pp.484-486）に基づくと注記するが、蔣良騏撰、林樹惠・傅貴九校点『東華録』（中華書局 1980）『東華録』雍正六年七月の部分（巻 29:pp.484-486）、また同年八月の部分（巻 29:pp.486）にも該当する記述が見られない。『東華録』は「雍正 6 年上諭」と直接の関わりを持たないと言ってよいであろう。

邓洪波（1994:pp.79）は、この上諭について「清陈昌斋等撰同治《广东通志》卷 1《训典》<sup>41</sup>及清刘良壁等撰乾隆《重修福建台湾府志》卷首《圣谕》等都载此谕。」と述べ、上諭を引用する。『大清世宗憲（雍正）皇帝實録』に収められる上諭が原典に最も近いと考えられることから、字句の異同について調べてみると、短い文章であるにも関わらず多数書き換えが行われていることが見て取れる。以下は『大清世宗憲（雍正）皇帝實録』に収められている雍正 6 年上諭を便宜的に簡体字で翻刻したものである。

官员有莅民之责，其语言必使人人共晓，然后可以通达民情，熟悉地方事宜，而办理无误。是以，古者六书之制，必使谐声、会意，娴习语音，皆所以尊道之风，著同文之治也。朕每引见大小臣工，凡陈奏履历之时，惟有福建、广东两省之人仍系乡音，不可通晓。夫伊等以见登仕籍之人，经赴部演礼之后，其敷奏对扬，尚有不可通晓之语，则赴任他省，又安能于宣读训谕，审断词讼，皆历历清楚，使小民共知而共解乎？官民上下语言不通，必致吏胥从中代为传述，于是添饰假借，百弊丛生，而事理之貽误者多矣。且此两省之人，其语言既皆不可通晓，不但伊等历任他省不能深悉下民之情，即伊等身为编氓亦必不能明白官长之意。是上下之情扞格不通，其为不便实甚。但语言自幼习成，骤难改易，必徐加训导，庶几历久可通。应令福建、广东两省督抚转饬所属各府、州、县有司及教官，遍为传示，多方教导，务期语言明白，使人通晓，不得仍前习为乡音。则伊等将来引见殿陛，奏对可得详明，而出仕他方，民情亦易于通达矣。

高田（1997:pp.774）では上諭を発する動機付けとなる具体的な事例の有無について触れる所が無い。張昂霄（2016:pp.97）も「文治」主義の思想を同様の動機付けとして挙げが、詔勅としての上諭発布の理由とするには根拠が乏しいのではなからうか。広東、福建を束ねる総督、巡撫からの上奏が端緒となっている可能性を指摘し、今後『雍正朝漢

---

<sup>41</sup> 阮元修・陳昌齊・劉彬華等纂『廣東通志』（pp.58-59）参照。

文殊批奏摺彙編』<sup>42</sup>の調査を行うことで、新たな事実関係が明らかとなることが期待される。

蔡伯龍氏『(新刻)官音彙解釋義音注』序文は、乾隆十三年という刊行記にもかかわらず、明らかにこの上論に基づき、この上論を根拠に雍正、乾隆年間に公布された関連部議を踏まえて書かれたものであると言えるであろう。

乾隆 39 (1774) 年を持って正音普及のための活動は潰え去ってしまったものの、朝廷の言語政策とは関係なく、正音学習のための教本は同治 6 (1867) 年刊『正音再華傍注』まで連続と編まれている。このような現象が見られる背景についても、今後検討を加える余地があるであろう。

### 引用書目

- [01] 蔡伯龍纂乾隆十三 (1853) 年萬寶樓重鐫『(新刻)官音彙解釋義音注』
- [02] 『(新刻)官話彙解便覽』、長澤規矩也編『明清俗語辭書集成』第三輯、1974 汲古書院刊 (pp.397-447)
- [03] 莎彝尊撰『正音咀華』三卷續編一卷、咸豐癸丑 (1853) 刊本
- [04] 蔣良騏撰、林樹惠・傅貴九校点『東華錄』、中華書局 1980
- [05] 古逸叢書十八『覆永祿本韻鏡』、古籍出版社 1955
- [06] 『大清世宗憲 (雍正) 皇帝實錄』、臺灣華文書局 1969
- [07] 『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』全 40 冊、中国第一歴史档案館編、江蘇古籍出版社  
第 1 冊 - 第 10 冊 1989  
第 11 冊 - 第 20 冊 1990  
第 21 冊 - 第 30 冊 1991  
第 31 冊 - 第 40 冊 1991
- [08] 阮元修・陳昌齊・劉彬華等纂『廣東通志』、上海古籍出版社 1990
- [09] 徐珂編撰『清稗類鈔』、中華書局 1981
- [10] 俞樾撰『茶香室續鈔』卷十五「正音書院」、中國文獻出版社 1968『春在堂全書』(pp.4515) 所収。
- [11] 俞正燮撰『癸巳存稿』、商務印書館 1957
- [12] 劉良璧撰『重修福建臺灣府志 (第一冊)』、臺灣銀行經濟研究室編印、臺灣中華書局

---

<sup>42</sup> 同書全 40 冊に収められる硃批は次の通りである。第 1 冊 : 817 第 2 冊 : 806 第 3 冊 : 759 第 4 冊 : 769 第 5 冊 : 676 第 6 冊 : 747 第 7 冊 : 672 第 8 冊 : 705 第 9 冊 : 747 第 10 冊 : 718 第 11 冊 : 850 第 12 冊 : 825 第 13 冊 : 756 第 14 冊 : 729 第 15 冊 : 749 第 16 冊 : 708 第 17 冊 : 764 第 18 冊 : 794 第 19 冊 : 694 第 20 冊 : 704 第 21 冊 : 817 第 22 冊 : 765 第 23 冊 : 815 第 24 冊 : 817 第 25 冊 : 784 第 26 冊 : 858 第 27 冊 : 794 第 28 冊 : 780 第 29 冊 : 825 第 30 冊 : 561 第 31 冊 : 1016 第 32 冊 : 928 第 33 冊 : 1188 第 34 冊 : 1020 第 35 冊 : 1014 第 36 冊 : 1006 第 37 冊 : 982 第 38 冊 : 1002 第 39 冊 : 984 第 40 冊 : 984 全 32,929 条

## 参考文献

- [01] 大島吉郎 2021 『『新刻官話彙解釋義音註』(乾隆十三年重鈔本)における言語的特徴について—語彙を中心に—』、大東文化大学大学院『外国語学研究』第23号(pp.1-7)。
- [02] 大塚秀明 1996 「明清資料における官話という言葉について」、筑波大学『言語文化論集』第42号(pp.111-129)。
- [03] 木津祐子 2001 「『新刻官音彙解釋義音註』から『新刻官話彙解便覧』へ—併せて『新刻官話彙解便覧』音系の特徴について—」、高田時雄編『明清時代の音韻學』京都大學人文科學研究所刊(pp.65-87)。
- [04] 高田時雄 1997 「清代官話の資料について」、『東方學會創立五十周年記念東方學論集』東方學會(pp.771-784)。
- [05] 宮崎市定 1957 「雍正硃批論旨解題—その史的価値」、『東洋史研究』15巻4号(岩波書店1991『宮崎市定全集』14所収pp.137-172)。
- [06] ————1958 「清代の胥吏と幕友—特に雍正朝を中心として」、『東洋史研究』16巻4号(岩波書店1991『宮崎市定全集』14所収pp.173-205)。
- [07] 陈云龙 2005 从“旧时正话”看明代官话、《语文研究》第1期(pp.60-64)。
- [08] 陈泽平 2004 试论琉球官话课本的音系特点、《方言》第1期(pp.47-53)。
- [09] ————2020 再论琉球官话的性质、《方言》第2期(pp.136-141)。
- [10] 邓洪波 1994 正音书院与清代的官话运动、《华东师范大学学报(教育科学版)》第3期(pp.79-86)。
- [11] 董为光 2011 汉语重叠式概说、《语言研究》第2期(pp.41-47)。
- [12] 葛本仪主编 1992 《实用中国语言学词典》、青岛出版社。
- [13] 郭晔旻 2011 雍正王朝的“推广普通话运动”、《紫禁城》第4期(pp.39-41)。
- [14] 耿振生 2007 再谈近代官话的“标准音”、《方言》第1期(pp.16-22)。
- [15] 侯精一 1980 清人正音书三种、《中国语文》第1期(pp.64-68)。
- [16] 黄薇 2018 清代中后期闽粤两地正音书材料、《泉州师范学院学报》第3期(pp.36-40)。
- [17] ————2019 清代闽地三种正音书考述、《辞书研究》第5期(pp.106-114)。
- [18] ————2020 清末闽南语圈正音书《官音便览》音系研究、《宁夏大学学报(人文社会科学版)》第6期(pp.42-48)。
- [19] 李坚 2015 清代潮州正音官学考辨、《清远职业技术学院学报》第2期(pp.35-38)。
- [20] 李宁 2019 论《唐话纂要》中相关假名的音值、《日语学习与研究》第6期(pp.40-49)。



- [21] ——2019 试论《唐话纂要》的音系性质、《方言》第1期(pp.55-63)。
- [22] 李宇明 2002 清末文字改革家的方言观、《方言》第3期(pp.193-200)。
- [23] ——2003 清末文字改革家论语言统一、《语言教学与研究》第2期(pp.1-11)。
- [24] 倪海曙 1988 正音书院、《中国大百科全书·语言文字卷》(pp.517)。
- [25] 史 鉴 1995 清代的语音规范、《语文建设》第12期(pp.43-44)。
- [26] 吴春玲 2009 清代及民国时期普通话的推广、《教育评论》第5期(pp.152-155)。
- [27] 吴永斌 2008 试析雍乾年间的官话运动、《民族教育研究》第2期(pp.113-116)。
- [28] 许嘉璐主编 1990 《传统语言学辞典》、河北教育出版社。
- [29] 叶宝奎 2008 也谈近代官话的“标准音”、《古汉语研究》第4期(pp.54-60)。
- [30] 殷晓杰·胡寻儿 2021 汉语“店铺”义词的历时演变及相关问题研究、《古汉语研究》第1期(pp.48-62)。
- [31] 曾晓渝 2019 中国传统“正音”观念与正音标准问题、《古汉语研究》第1期(pp.72-80)。
- [32] 张昂霄 2016 雍乾时期闽粤地区的“正音运动”与“大一统”、《东北师范大学报(哲学社会科学版)》第1期(pp.93-98)。
- [33] 张卫东 1998 试论近代南方官话的形成及其历史地位、《深圳大学学报》第4期(未见)。
- [34] 张西平 2002 明清时期的汉语教学概况——兼论汉语教学史的研究、《世界汉语教学》第1期(pp.93-103)。
- [35] 张玉来 2005 朝鲜时期所传习的明代汉语官话的语音性质、《语言研究》第2期(pp.45-50)。
- [36] 朱永锴 1998 “蓝青官话”说略、《语文研究》第2期(pp.56-60)。

#### 関連略年表<sup>43</sup>

雍正6(1728)年	8月	正音に関する上諭。正音習得の年限を8年とする部議が策定される。
雍正7(1729)年		福建全省九府二州に正音書館、書院112箇所が設立。広東では「社学」を官話教学の組織とし、広州の附郭県、南海県に102箇所、番禺県に47箇所が設けられ、広東全省では正音社学が一千箇所近く設立された。
雍正10(1732)年	5月	『雍正硃批論旨』

<sup>43</sup> 年表作成に当たっては、邓洪波 1994、张昂霄 2016、郭晔旻 2011、「欽定学政全書」、『重修福建臺灣府志(第一冊)』等を参照した。

雍正 12 (1734) 年		雍正帝より「額外正音教職」を設け、近隣の浙江、江西などから挙人、貢生の中で人選を行い、12 人の正音教師を福建に派遣する詔令が下される。福建を対象に、官音習得の年限を 8 年としていたものを、4 年延長して 12 年とする決定を下す。 『官語詳編』
雍正 13 (1735) 年	8 月	雍正帝没
乾隆元(1736)年		部議：広東省を対象に習得年限であった 8 年に 3 年を加える措置が取られる。
乾隆 2 (1737) 年		雍正 12 年上諭を基に乾隆帝より上諭があり、部議公布：福建省を対象に正音習得の年限を 4 年延長していたものを厳格に実行しないことを通達し、実質撤廃する決定が下される。
乾隆 10 (1745) 年		福建省各地城内の四門に設けられていた正音書院の廃止を決定する。
乾隆 13 (1748) 年		『新刻官音彙解釋義音註』
乾隆 39 (1774) 年		福建学政汪新重「振正音教育奏折」に対する批示（硃批）により、正音政策に終止符が打たれる。
乾隆 50 (1785) 年		『別俗正音彙編大全』
乾隆 59 (1794) 年		『新刻官話彙解便覧』
道光 14 (1834) 年		『正音撮要』
道光 17 (1837) 年		『正音辨微』
咸豊 3 (1853) 年		『正音咀華』
咸豊 10 (1860) 年		『正音切韻指掌』
同治 6 (1867) 年		『正音再華傍注』 Thomas Francis Wade『語言自邇集』初版

西湖蔡伯龍先生纂著

# 註釋官音彙解

萬寶樓重鐫

○官音彙解得或序

夫官音者天下之正音也。音曰正，非若村談俚語各有其音。

通行天下，不可不諳。如出仕賦民習理訟，一句不通，何以居官。

商旅江湖，打店打館，應答不來，何以外出。似此如聲若響，等類。

焉況今

聖天子以闡導不通官音，叮嚀告誡，頒在學曉諭，於類禿特設正音。

師通行教導，學習何等鄭重，則學之誠亟亟也。我闈人不學之徒，

以為甲居無事，不當要緊，故去置不介意，即有一二學之無成者，

抵因茫無頭緒，難以學習，又不識音義，無甚意味，是以畏難中止。

予年少時，嘗往京師，到監有年，所經歷之地，必向土人而問話，

且與善知音者談論，講究幾廢，寢食江山，陝等未到之處，每遇其

去聲官音彙解

不惟請教於考務得首義分門歸類彙集詳釋以著一書固難  
 其名曰官音彙解音義內中物類十全註解明白次序不雜頗有  
 頭緒堪以學習且有首義統索意味初學音件件學過一件必終  
 結曉問或有忘記者各有門類可考不至遺失若要腔口好聽必  
 有唇喉齒舌等音細會自得習慣自然是在學者之專心致志勿  
 荒於嬉焉爾特付之梓以公諸同志者惟知音者俯採而鑒賞也  
 故為之序

彙解音義目次

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| ○ 身體舉動 | ○ 人品稱呼 | ○ 器具服飾 |
| ○ 宮室物料 | ○ 飲食調和 | ○ 衣服製作 |
| ○ 衙門訟獄 | ○ 管伍軍務 | ○ 將令神明 |
| ○ 戲耍音樂 | ○ 地理名勝 | ○ 姓氏教司 |
| ○ 天地山水 | ○ 士農工商 | ○ 禽獸魚虫 |
| ○ 花草果木 | ○ 病症醫藥 | ○ 珍產喪葬 |
| ○ 五穀蔬菜 | ○ 五色滋味 | ○ 寶貨布帛 |
| ○ 刑具軍器 | ○ 祭祀禮儀 | ○ 舟馬事件 |
| ○ 口頭套語 | ○ 笑談便語 | ○ 時本常談 |
| ○ 問答音屬 | ○ 家用什物 | ○ 雜類增補 |